

委提第4号

新聞への消費税の軽減税率適用を求める意見書

会議規則第14条第2項の規定により、新聞への消費税の軽減税率適用を求める意見書を次のとおり提出する。

平成25年12月12日 提出

提出者 総務文教常任委員会委員長 工藤日出夫

北本市議会議長 福島忠夫 様

## 新聞への消費税の軽減税率適用を求める意見書

新聞をふくむ文字文化は、米・水などとともに、日本の国を形作ってきた基礎的財と考えます。さらに、新聞はその戸別配達網によって内外の多様な情報を、全国くまなく日々ほぼ同じ時刻に届け、国民の知る権利と議会制民主主義を下支えするとともに、文字文化の中軸の役割を果たしています。国土も狭く、資源も少ない我が国が世界有数の先進国となったのは、国民の伝統的な勤勉性とともに、新聞の普及と識字率の高さが、学力・技術力を支える役割を長く果たしてきたことは広く認めるところです。ヨーロッパ諸国をみても、大半の先進国が新聞への軽減税率措置を執っており、「新聞の軽減税率は常識」とされています。

現在、深刻な活字離れが進むなかで、書籍とともに新聞も購読率の低下傾向にあり、新聞をまったく知らないで育つ子どもが増えるなど、次の世代の知的水準へ大きな影響を及ぼすものと深く憂慮されています。これに加え今回の消費税率引き上げによって、新聞離れがさらに加速する恐れがあると危惧します。

消費税率が8%、10%いずれの段階でも新聞への軽減税率を導入されることは、極めて大切な施策と考えます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

### 【提出先】

内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、財務大臣